

平成 2 9 年度
第 2 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 9 年 5 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第2回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成29年5月12日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 17人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄

欠席委員 3人

- 4番 上砂 正義
- 8番 小山 智
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 副主幹 豊島 俊治
- 副主幹 中野 清作
- 副主幹 横井 和久
- 主任技師 稲積 直子

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第10号 非農地証明願について
議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につい
て
議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及
び第18条第1項規定による開発計画に対する意見について
議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第15号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正について
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成29年度第2回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中17人で、部会は成立しております。なお、上砂委員、小山委員、谷口委員から欠席の連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番能祖委員、12番河北委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用予定のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。新たに別の農家へ貸し付けることから、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番に関連しています。

3番・4番は、賃借人が健康上の理由により農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、賃貸人が近日中に一部を転用し残りを自ら耕作するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

9番は、オリーブの栽培に適していない農地であったため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請15番のとおりです。

11番も、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請17番のとおりです。

12番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2ページをお開きください。

1番は、貸人の共有者の一人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権1番のとおりです。

3番も、貸人の子夫婦が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借9番のとおりです。

4番は、貸人の後継者へ一括贈与するため返還を受けたものです。贈与の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、平成29年3月21日付けで堆肥発酵施設・子牛飼育場用地として転用許可申請をしていましたが、法務局における地図訂正協議遅延のため取下願があったものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長——13番。

議 長 13番——富本委員。

富本委員 取下理由が地図訂正協議遅延となっているが、どういうことか説明願いたい。

多田農地係長 この案件については、分筆をしなければいけないのですが、現在、法務局に保管されている国土調査後の地図と旧図との比較において、その間に別の地図が作られているだろうということで登記官の指摘があり、その地図を現在調査しているところです。その地図確認がないと法務局で分筆ができないため、今、遅れているということです。

富本委員 この転用は進んでいくのか。

川西事務局長 最終的に分筆ができなければ、別の方策を考えるとと思います。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して森口委員より説明をお願いいたします。

森口委員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め能祖委員、河北委員と、私森口の4名で、現地調査を実施しました。なお、1番は、香川県農業会議の常設審議委員会による現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松市立東植田小学校北東750メートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを1,050枚、18基の太陽光発電設備・納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から300メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年11月14日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。なお、申請地の一部は納屋が建築済みですが、周辺で残る自作地のため現状のまま利用するもので、農業経営施設であり無断転用扱いにはしません。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得

た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が100.00平方メートルあります。

3番は、3階建1棟の店舗兼共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、11階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫が必要なため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が183.35平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上させるため既存水路を拡張するもので、放流先の都合上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年ごろに設置済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本件は農業用施設であることから無断転用とはなりません。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年1月に造成済みですが、隣接に農地は無く、資金計画も妥当であり、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

議案書5ページをお開きください。

9番は、貸住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が774.72平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、道路拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、

被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、水路・露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借12番に関連しています。

13番は、平屋建4棟の農業用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存農業用施設を拡張するもので、第1種農地の不許可の例外、「申請に係る農地を農業用施設に供するもの」に該当し、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が775平方メートル有ります。

14番は、発電出力9.9キロワット、パネル1枚の面積1.42平方メートルを24枚、3基の太陽光発電設備・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年4月に造成・設置済みですが、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年1月25日に受付けられ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が81平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積1.64平方メートルを300枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、79歳と高齢で農作業をすることが困難なため生活資金の一部とするものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を

受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年10月19日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知10番に関連しています。

16番も、発電出力47.2キロワット、パネル1枚の面積1.65平方メートルを288枚、9基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月18日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書6ページをお開きください。

17番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が充実し、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が27.58平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知11番に関連しています。

18番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具を保管する納屋が必要となったため宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年4月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が535.33平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線及び主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が充実し、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成28年4月20日付けで露天貸駐車場用地として許可を受けていましたが、契約解除により許可の取消願があったものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請8番に関連しています。

2番は、昭和45年11月28日付けで住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番の転用者は、運送業を営んでおり、平成28年8月30日付けで事務所兼倉庫・露天駐車場用地として許可を受けていましたが、当初は事務所兼倉庫の階層が平屋建てでありましたが、事業量の増加に伴い2階建てに変更したため、事業計画変更申請するものです。

2番は、平成11年9月28日付けで貸住宅及び貸車庫用地として許可を受けていましたが、現在も建築できておらず、貸住宅の需要が減少し、実施困難となり、荒廃化による周辺被害の発生を避ける手段として太陽光発電設備用地に変更するため、事業計画変更申請するものです。

3番の転用者は、個人で電気設備の設計・製造・販売業を営んでおり、平成7年8月29日付けで住宅及び作業所建物用地として許可を受けていましたが、資材の積込みスペースを確保する必要から当初計画していた住宅を建築せず事務用地としたため、事業計画変更申請するものです。

なお、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外、「業務用必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

4番の転用者は、不動産業を営んでおり、平成10年3月27日付けで分譲住宅2区画として許可を受け、平成11年6月17日付けで分譲住宅3区画として事業計画の変更承認を受けていましたが、残り1区画について、地域住民から要望もあり、露天貸駐車場に変更したため、事業計画変更申請するものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して森口委員より説明をお願いいたします。

森口委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

なお、使用貸借1番は、香川県農業会議の常設審議委員会による現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

申請地は、高松檀紙インターチェンジ北600メートルに在り、四国全域において、事業及びイベント用のユニットハウスのレンタル及び販売を行っている法人の代表者が、事業拡大を目指す当該法人への貸ユニットハウス・車輛置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松西インターチェンジ及び国道11号線に近く、申請地の北側・西側・南側には、法人の既存施設があり、事業効率が良く搬出に便利なことから、転用理由と農地区分について

は適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が12,762平方メートルあります。なお、本来であれば利用する法人が転用者となるべきところですが、経理上、資産管理と事業を明確に区分するため代表者である個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

特別議案書賃借権の2ページをお開きください。

申請地は、高松市三谷コミュニティーセンター南東400メートルに在り、転用者である宗教法人の敷地には駐車スペースが無く、信徒の宅地を借り10台ほどの駐車場を確保していますが、各種法要時には路上駐車が絶えず、これを解消するため新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、昭和45年9月に土地改良法の換地処分の行われた第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の境内地に隣接し5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「業務用必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

特別議案書使用貸借の3ページをお開きください。

申請地は、高松市三谷コミュニティーセンター北西700メートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを1,460枚、16基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に隣接し施設の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年9月5日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同年11月9日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が227.69平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権1件、賃借権1件、使用貸借1件、計3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が216.80平方メートル有ります。

3番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が140.01平方メートル有ります。なお、申請者は県外に居住していますが、現在の住宅は解約し、高松に移住するものです。

4番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く、周辺は学校・病院・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が187平方メートル有ります。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が238.18平方メートル有ります。

10番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、周辺は学校・病院・大型店舗等が整い宅地化の進んだ地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページを御覧ください。

11番は、母所有の持分2分の1を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いができ、親の面倒を見たり子育ての援助を受けられることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。なお、残りの持分2分の1については使用貸借となります。

12番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農業の手伝いができ、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借14番に関連しています。

15番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣は宅地化が進んだ閑静な地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

16番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣は宅地化が進んだ閑静な地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

2番の転用者は、個人で建設業を営んでおり、事業量の増大により資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し、交通等の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、道路工事業を営んでおり、事業量の増大により事務所が手狭となり、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併住宅地が181.95平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番の転用者は、運送業を営んでおり、事務所の建替えに当たり、現駐車場を新事務所用地として利用し事務所跡地を駐車場とするため、事務所建設までの間一時的に従業員用の駐車場を他の場所に確保する必要から、露天駐車場用地として平成29年5月26日から平成30年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現事務所から100メートルと近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

12ページを御覧ください。

1番は、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、母・姉・弟が共有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農業の手伝いができ、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、不動産業を営んでおり、法人の代表者の子所有の農地を借り受けて貸有料老人ホーム兼通所介護施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が776.82平方メートルあります。

5番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業の手伝いができ、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が237.63平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13ページを御覧ください。

8番も、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く親の面倒が見られ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

10番は、母の農地を借り受けて、発電出力46.5キロワット、パネル1枚の面積約1.42平方メートルを252枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、両親が高齢のため営農継続が困難であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成29年1月19日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く親の面倒が見られ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請12番に関連しています。

13番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、住宅で集落に接続して設置することから、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページを御覧ください。

14番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農作業の手伝いができ、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連します。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農業の手伝いができ、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権15件、賃借権3件、使用貸借14件、計32件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足のため農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・ハッサク・カキを栽培するものです。

4番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブロッコリーを栽培するものです。

6番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

7番は、譲受人が現在、祖父から借りている農地を譲り受けるもので、取得後は引き続き水稻・果樹を栽培するものです。

8番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が、労力不足の貸人から、現在、借りている農地と所有農地を譲り受けるもので、取得後は、オリーブを栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

9番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

16ページをお開きください。

10番は、譲受人が現在、借りている農地を購入するもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、取得後は、引き続き水稻・野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

13番は、残存小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が10年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を作付するものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、賃借権1件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、昭和34年ごろから、3番は農地法施行日（昭和27年10月21日）前から農道として利用しているもので、1番は非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道）の用に供する場合」に、3番は「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番は、平成6年ごろから23年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

4番は、昭和48年ごろから納屋として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（納屋）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明申しあげます。

議案書20ページから22ページまでを御覧ください。

平成29年1月20日付けで高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等の利用状況について調査依頼がありました。

この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認報告するものです。

全ての農地について各地区農業委員及び事務局職員が現地を確認し、地区部会で審査いただきましたところ、右から4列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、一部の農地について山林化したものが認められますが、平成23年に農林水産省から出された遊休農地に関する措置と納税猶予期限の確定、いわゆる適正化通知により平成17年3月31日以前に行われた贈与・相続に係る特例農地は、耕作の放棄によっては、猶予確定しません。

また、大部分は適正に利用又は保全管理されているとの報告を受けております。

なお、今回の利用状況調査では、土地区画整理事業による換地処分や地籍調査の成果による合筆や地積の変更が行われたものについて、精査すべきものが17件あり、翌月以降の報告を予定しています。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、現況の事実報告であり本議案書と同内容であります。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について27件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

まず始めに、第16条第1項について御説明申しあげます。

資料1の1の2ページをお開きください。平成29年4月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページをお開きください。平成29年4月14日付けで市内の事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたものです。4ページ以降には、位置図、現況平面図、地籍図、利用計画図、断面図、緑化計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

申請地は、香南町の山林0.7281ヘクタールです。土地開発行為の目的は太陽光発電設備を設置するものです。

去る4月27日に香南地区農業委員と事務局担当職員とで現地調査を実施しており、開発区域及び沈砂池等の雨水処理施設の設置箇所を調査するとともに、開発区域の周辺に

についても農地の確認を行ったところ、周辺に農地はないが開発区域の裾野には農地があるため、地元農業委員と協議した結果、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、第18条第1項について御説明申しあげます。

資料1の2の2ページをお開きください。平成29年4月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページを御覧ください。平成29年4月12日付けで市内の事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたものです。4ページ以降には、位置図、現況平面図、地籍図、利用計画図、断面図、緑化計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

申請地は、庵治町の山林3.7337ヘクタールです。土地開発行為の目的は建設残土埋立後山林等に復旧するものです。また、変更内容は事業継続に伴う建設残土埋立計画の見直しです。

去る4月25日に庵治地区担当農業委員と事務局担当職員とで沈砂池、埋設場所及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺についても農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺に農地が多数あり裾野にも農地があるため、高松市長には、地元農業委員と協議した結果、「開発に当たっては、開発区域の周辺部及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料1の3の2ページをお開きください。

平成29年4月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページをお開きください。平成29年4月11日付けで市内の事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたものです。4ページ以降には、位置図、現況平面図、地籍図、利用計画図、断面図、緑化計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

申請地は、牟礼町の山林0.9787ヘクタールです。土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。また、変更内容は採石事業継続に伴う採石計画の見直しであり、完了日を平成29年6月19日から平成32年6月19日に変更するものです。

去る4月25日に牟礼地区担当農業委員と地区担当職員とで沈砂池、採石場所及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺についても農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺部及び裾野に農地が多数あるため、地元農業委員と協議した結果、高松市長には、「開発に当たっては、採石場の周辺部及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第

18条第1項の規定による開発計画に対する意見、第16条関係1件、第18条関係2件、計3件について御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページのとおり、平成29年4月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

4ページをお開きください。平成29年4月11日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたものです。

8ページ以降には、位置図、計画平面図、断面図を付しています。

1ページを御覧ください。

申請者及び申請地は、議案第12号の資料1の3で御説明しました事案と同一であり、現地調査も土地開発行為協議に係る調査と併せて実施しております。

地元農業委員と協議した結果、高松市長には、「本採取計画に当たっては採石場の周辺部及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないように万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規

定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成29年5月9日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

始めに、農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されております。

2ページの下段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が43件、合計面積が39,542.67平方メートルでございます。

次に、3ページを御覧ください。

農用地区域への編入、いわゆる白地から青地への編入について御説明いたします。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り、農業振興に寄与しようとするため編入するもので、合計で2件、面積合計で2,739平方メートルでございます。

次に、4ページを御覧ください。

農用地区域内の用途区分の変更について申請がありました。田から農業用施設用地への変更ということで、変更申請者1番は、自作農地の管理用として納屋の建築を計画するもの、2番は農地所有適格法人で今後肉牛飼育を拡充するため、飼育施設と関連農業用施設を計画するもので、合計2件、面積合計で3,371平方メートルでございます。

以上、議案第14号について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり異議無い旨決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり異議無い旨決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

多田農地係長 議案第15号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、見開きで右側のページを御覧ください。

平成29年3月29日付けで香川県農政水産部長より、香川県農地関係事務処理要領の一部改正について通知がありました。その内容は裏面のとおりで、農地法4条、5条関係についての一部改正です。

見開きの左側、高松市農地関係事務処理要領の一部改正の概要について御覧ください。

改正理由は、先ほどの県農政水産部長からの通知に伴い一部改正を行うもので、改正内容は、農地関係事務処理要領の中の「第1 農地等の転用（法第4条、第5条）」になります。

まず、申請者が法人である場合、申請添付書類として法人の登記事項証明書を求めており、現行要領では原則として、申請の日前3か月以内に発行された現在事項全部証明書に限るとしているが、履歴事項全部証明書であっても現在事項全部証明書に記載されている事項は確認できるため、「現在事項全部証明書に限る」との記載を「全部事項証明書（閉鎖事項証明書を除く）に限る。」に改めるというものです。

なお、定款又は寄付行為の写しは継続して求めるものとします。

次に、転用目的が貸施設（貸駐車場を含む。）である場合、貸施設の利用申込書の写しその他当該貸施設の効率的な利用の見込みがあることを証する書面を申請添付書類として求めているが、事業の確実性を判断するため、添付書類に貸施設の借人の事業計画書、目的の貸施設が資材等の置場又は駐車場のときは借人の施設等保有状況一覧表、借人が法人であるときは、法人の登記事項証明書を加えるものとするというものです。

次に、平成28年4月1日施行の改正農地法によりまして、許可権者は都道府県知事及び指定市町村の長とされておりますが、4ヘクタールを超える農地を転用しようとする場合、都道府県知事等はあらかじめ農林水産大臣に協議し、回答を得ることが規定されています。法附則第2項の協議を要するとされる面積の「4ヘクタール」の語句の規定として、同一の事業の目的に供する面積であり、「同一の事業の目的に供する」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするをいう」という記載が「農地法の運用について」の制定についてにされたことから、当該記載を加筆するというものです。

なお、本市の場合、権限移譲を受けまして、4ヘクタール以下の案件につきましては、本会議において許可の決定をされておりますが、4ヘクタールを超える部分については、権限移譲を受けておりません。

次に、その他所要の字句訂正を行うものです。

施行期日は、本会での決定により、本日付けで行いたいと考えております。

また、経過措置として、改正前の上記改正に係る様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができるという規定で考えております。

以上、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——私から1点質問

があります。改正内容の2番目のところですが、転用目的が貸施設ということは、資材置場とか駐車場に限るわけですか。貸店舗とか建物が建つ場合も含まれますか。

多田農地係長 両者含まれます。今回の転用申請の中に貸介護施設というのがありましたが、貸施設になりますので、借りる方について、規定している内容の添付書類を求めるということになります。

川西事務局長 建物が建とうが建ちまいが、借人の事業計画書の提出を求めるということです。

議 長 共同住宅も事業計画書の添付が必要になりますか。

川西事務局長 共同住宅は自ら経営するもので、貸施設ではありません。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については承認することに決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。平成29年4月7日から5月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の農地部会議決分といたしまして4条が2件、5条が13件、4月議決分といたしまして4条が18件、5条が22件、合計で4条が20件、5条が35件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、4月議決分といたしまして4条が2件、5条が10件、合計で4条が2件、5条が22件です。

取下につきましては、4月分の4条で1件ございました。

次に、許可保留及び取下げ案件について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、4月議決分の4番・11番が開発許可未了により許可保留となっております。また、20番が先ほど御審議いただきました案件で、4月19日付けで取下げとなりました。

4ページを御覧ください。

5条関係で、昨年8月議決分の26番は、当該案件の後に申請されたものの許可が急いだため、その造成工事が未了となっていることから許可保留となっております。その造成工事が完了すれば許可が出る予定です。同じく5条関係で、2月議決分の16番・17番の1・2が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。また、3月議決分

の16番が、開発許可、直近事業造成工事未了により22番が開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

41番が直近事業造成工事未了により、47番が開発許可未了により許可保留となっております。また、50番が開発許可、道路工事承認未了により、賃借権の4番が開発許可、道路工事承認未了により、5番が開発及び文化財許可未了により、9番が開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく、5条関係で、4番・5番・7番・17番・18番が直近事業造成工事未了により、番号を戻っていただいて、6番・9番・10番が開発許可未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

使用貸借の3番・4番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第2回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員